

入札心得書

- 1 この心得書は、豊橋市土地開発公社が豊橋東インターチェンジ工業用地を売却するために実施する一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとします。
- 2 入札参加者は、入札に関し豊橋市土地開発公社の担当者の指示に従ってください。
- 3 入札に参加するためには、事前の申込みが必要です。入札参加希望者は、豊橋東インターチェンジ工業用地立地企業募集要項及び公告で指定された入札参加申込の受付期間内に指定された場所へ「用地分譲申込書（一般競争入札参加申込書）」に必要書類を添え、持参又は郵送（特定記録郵便など必ず郵便物を追跡できる方法による郵送）により、入札参加申込をしてください。入札参加資格の審査を通過した申込者あてに、一般競争入札参加申込受付証と合わせて入札案内を送付します。
- 4 入札日に、一般競争入札参加申込受付証及び身分証明書を持参してください。また、代理人による入札は、委任状を持参し提出してください。なお、入札保証金の納付など所定の手続を完了した者でなければ入札できません。
- 5 入札保証金の納付及び還付について
 - (1) 入札参加者は、入札日の受付時に、入札保証金として所定の金額を豊橋東インターチェンジ工業用地立地企業募集要項に記載された方法により、納付してください。
 - (2) 落札者が納付した入札保証金は、契約締結後に還付します。なお、契約保証金に充当することもできます。
 - (3) 落札者以外の方が納付した入札保証金は、入札終了後に還付します。
- 6 入札書の記載等について
 - (1) 入札参加者は、指定の入札書に必要な事項を記載し、記名（法人にあっては名称及び代表者名）の上、提出してください。代理人にあっては、住所・氏名を記入してください。法人の場合、代表取締役以外の入札は全て代理人となります。
 - (2) 提出済みの入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き換え又は撤回することはできません。
- 7 入札参加者は、入札に際し、豊橋東インターチェンジ工業用地立地企業募集要項、売買契約書（案）、現地状況、入札物件の法令上の規制等の全てを承知して入札するものとします。
- 8 入札参加者が談合その他不正、不当な行為をなし、入札の公正な執行を妨げるおそれがあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札執行を延期若しくは中止することがあります。
- 9 その他
豊橋東インターチェンジ工業用地立地企業募集要項及びこの入札心得書に定めのない事項については、関連法令等の定めるところによります。